

(様式2)

教育委員会（議案・報告）第8号

(所 管) 教職員人事部 教職員企画課

件 名	堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇に関する規則の一部改正について
提 案 理 由	<p>堺市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例が一部改正され、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の心身の故障による長期の休養の在り方を見直し、当該職員の有給病気休暇の取得日数が90日に延長された。これに伴う所要の改正等を行うものである。</p> <p>なお、本件は教育委員会の議決事項であるが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定により、令和3年3月31日に教育長において臨時に代理したので報告するものである。</p>
議案（報告）の概要又は要旨	<p>1 改正の内容</p> <p>(1) 会計年度任用職員の病気休暇等について、規定の整備を行うもの。</p> <p>(2) 任期の更新により任用される職員その他これに類すると認められる職員に対する病気休暇の規定の適用に係る経過措置を定めるもの。</p> <p>2 施行期日</p> <p>令和3年4月1日</p>
備 考	
議決後必要となる取組	<p>この案件の教育委員会議決後は、</p> <p><input type="checkbox"/> 上記案により、公布する。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他（教育長の臨時代理により、公布済み）</p>

報告第8号

堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇に関する規則の一部改正について

次のとおり、堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇に関する規則の一部改正について、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、令和3年3月31日に教育長において臨時に代理したので報告する。

令和3年4月13日  
堺市教育委員会  
教育長 日渡 円

堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する  
規則

堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成29年教育委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

第11条第4項中「第10条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「及び同条第4項に規定する連続した30日」を削り、同条第7項中「短時間勤務職員」を「常勤職員等以外の職員」に改め、同条第8項を削る。

第13条第7項を次のように改める。

- 7 会計年度任用職員が前条第1項第1号及び第20号に規定する特別休暇を受ける場合は、堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第48号）第13条ただし書に規定する事由に該当しないものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この規則による改正後の第11条の規定は、この規則の施行の日以後の期間に係る病気休暇について適用し、同日前の期間に係る病気休暇については、なお従前の例による。

（経過措置）

- 3 任期の更新により任用される職員その他これに類すると認められる職員に対するこの規則による改正後の第11条第5項から第7項までの規定の適用について必要な事項は、教育委員会が定める。

堺市立学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成29年教育委員会規則第30号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(病気休暇)</p> <p>第11条 病気休暇は、次に掲げる職員以外の職員に与えるものとする。</p> <p>(1) 会計年度任用職員のうち、1週間の勤務日の日数が3日未満である者</p> <p>(2) 会計年度任用職員のうち、1週間の勤務日の日数が3日以上である者で、当該年度において6月を超えて継続して勤務していないもの</p> <p>2 病気休暇は、1日又は1時間（パートタイム会計年度任用職員にあっては、1日）を単位として与えるものとする。</p> <p>3 条例第10条第3項及び第4項に規定する教育委員会が定める理由は、定期的に血液透析療法を受ける必要があることとする。</p> <p>4 条例第10条第3項に規定する連続した90日及び同条第4項に規定する連続した30日の算定については、次に掲げる日は、1日を単位とする病気休暇を取得した日とみなす。</p> <p>(1) 1時間を単位とする病気休暇（前項に規定する理由による病気休暇を除く。）を取得した日</p> <p>(2) 病気休暇に係る療養に必要な期間内にある週休日又は休日</p> <p>(3) 次項又は第8項の規定により通算された病気休暇を取得した日</p> <p>(4) 病気休暇として取得した期間の末日と、その後の病気休暇として取得しようとする期間の初日との間（以下この号において「復帰期</p>	<p>(病気休暇)</p> <p>第11条 病気休暇は、次に掲げる職員以外の職員に与えるものとする。</p> <p>(1) 会計年度任用職員のうち、1週間の勤務日の日数が3日未満である者</p> <p>(2) 会計年度任用職員のうち、1週間の勤務日の日数が3日以上である者で、当該年度において6月を超えて継続して勤務していないもの</p> <p>2 病気休暇は、1日又は1時間（パートタイム会計年度任用職員にあっては、1日）を単位として与えるものとする。</p> <p>3 条例第10条第3項及び第4項に規定する教育委員会が定める理由は、定期的に血液透析療法を受ける必要があることとする。</p> <p>4 条例第10条第3項及び第4項に規定する連続した90日の算定については、次に掲げる日は、1日を単位とする病気休暇を取得した日とみなす。</p> <p>(1) 1時間を単位とする病気休暇（前項に規定する理由による病気休暇を除く。）を取得した日</p> <p>(2) 病気休暇に係る療養に必要な期間内にある週休日又は休日</p> <p>(3) 次項又は第8項の規定により通算された病気休暇を取得した日</p> <p>(4) 病気休暇として取得した期間の末日と、その後の病気休暇として取得しようとする期間の初日との間（以下この号において「復帰期</p>

間」という。)にある週休日及び休日(復帰期間に勤務をした日がない場合に限る。)

- 5 病気休暇を取得した職員が、当該病気休暇を取得した日の末日(当該末日から起算して60日(勤務日に限る。以下この項において同じ。)を経過するまでの間にその者が欠勤した場合には、その者が最後に欠勤した日)から60日を経過することなく再び病気休暇を取得したときは、その取得日数は前の取得日数に通算する。
- 6 連続して90日を超える病気休暇(前項の規定により通算した日数を含む。)を取得した職員が教育委員会が別に定める疾病を理由として病気休暇を取得する場合における病気休暇の取得日数の通算については、前項の規定にかかわらず、教育委員会が別に定める。
- 7 短時間勤務職員に対する第5項の規定の適用については、同項中「60日」とあるのは、「60日に1週間の勤務日の日数を乗じて得た数を5で除して得た日数(その日数に1日未満の端数があるときは、これを切り上げる。)」とする。
- 8 病気休暇を取得した会計年度任用職員が再び病気休暇を取得したときは、第5項の規定にかかわらず、その取得日数は前の取得日数に通算する。

#### 第13条 第1項～第6項(略)

- 7 会計年度任用職員に係る前条第1項第1号及び第20号に規定する特別休暇については、堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第48号)第13条の規定にかかわらず、そ

間」という。)にある週休日及び休日(復帰期間に勤務をした日がない場合に限る。)

- 5 病気休暇を取得した職員が、当該病気休暇を取得した日の末日(当該末日から起算して60日(勤務日に限る。以下この項において同じ。)を経過するまでの間にその者が欠勤した場合には、その者が最後に欠勤した日)から60日を経過することなく再び病気休暇を取得したときは、その取得日数は前の取得日数に通算する。
- 6 連続して90日を超える病気休暇(前項の規定により通算した日数を含む。)を取得した職員が教育委員会が別に定める疾病を理由として病気休暇を取得する場合における病気休暇の取得日数の通算については、前項の規定にかかわらず、教育委員会が別に定める。
- 7 常勤職員等以外の職員に対する第5項の規定の適用については、同項中「60日」とあるのは、「60日に1週間の勤務日の日数を乗じて得た数を5で除して得た日数(その日数に1日未満の端数があるときは、これを切り上げる。)」とする。

#### 第13条 第1項～第6項(略)

- 7 会計年度任用職員が前条第1項第1号及び第20号に規定する特別休暇を受ける場合は、堺市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第48号)第13条ただし書に規定する事由

の勤務しない1時間につき、同条例第12条に規定する勤務1時間当たりの給与額（時間額により同条例第3条第1項に規定する基本報酬が定められているものにあつては、当該時間額に相当する額）を減額する。

に該当しないものとする。